

平成 29 年 第 4 回 教 育 委 員 会 定 例 会

平成 29 年第 4 回教育委員会が平成 29 年 3 月 24 日午後 3 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成 29 年 3 月 24 日(金) 午後 3 時 30 分から
- 2 場 所 生涯学習センター講座室 1
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂 田 篤 (教育長)
宮 川 保 之 (教育長職務代理者)
稲 田 瑞 穂 (委員)
植 松 紀 子 (委員)
粕 谷 衛 (委員)
- 5 出席説明者 石 川 智 裕 (教育部長)
栗 林 昭 彦 (指導課長)
粕 谷 勝 (教育総務課長)
佐 藤 信 明 (教育総務課副参事)
山 下 晃 (生涯学習スポーツ課長)
伊 藤 高 博 (図書館長)
小 熊 克 也 (統括指導主事)
福 泉 宏 介 (指導主事)
西 山 智 (指導主事)
原 川 健 一 郎 (指導主事)
- 6 書 記 小 林 真 吾 (教育総務課庶務係長)
大 津 雄 平

平成 29 年第 4 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 29 年 3 月 24 日
午 後 3 時 30 分

- 日程第1 会議録署名委員の指名
宮川教育長職務代理者
- 日程第2 教育長報告
- 日程第3 教育委員報告
- 日程第4 議案第4号 清瀬市立小学校教科用図書採択要綱の制定について
- 日程第5 議案第5号 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 清瀬市就学援助費支給要綱の制定について
- 日程第7 議案第7号 清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について
- 日程第8 議案第8号 清瀬市教育と医療の連携協議会設置要綱の制定について
- 日程第9 議案第9号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について
- 日程第10 報告事項1 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画について
- 日程第11 報告事項2 平成29年度清瀬市立小中学校教育課程について
- 日程第12 報告事項3 月例いじめ報告(2月)について
- 日程第13 報告事項4 平成28年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告)について
- 日程第14 報告事項5 執行状況報告について
- 日程第15 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が宮川教育長職務代理者を指名。

日程第2 教育長報告

○本日をもって、市内14校全ての卒業式が終了しました。中学校は第五中学校、小学校は第七小学校と第十小学校の式に参列しました。いずれの式も子供たちは胸を張って証書を受け、堂々と答辞を述べ、全力で式歌を合唱していました。

○校長の式辞も思いや願いの込められたものでした。第五中学校校長は「誇りをもって校歌が歌える学校にしよう」という生徒会長の呼びかけを受けて、生徒自身がそれを実現したことが最大の喜びであることを評価し、実行力の必要性を説いていました。第十小学校校長は、相田みつを氏の「命のバトン」の詩を引用し、バトンの大切さを十分に感じて生きてほしいと訴えていました。また、第七小学校校長は校長の強い思いである「一人でやります一人でできます」をもとに、自立・自律の重要性を熱い思いを込めて語りました。

日程第3 教育委員報告

(稲田委員)

○第三中学校、第七小学校、第四小学校卒業式に参列。

(粕谷委員)

○第八小学校、第七小学校、清瀬中学校卒業式に参列。

(植松委員)

○第六小学校、第七小学校、第二中学校卒業式に参列。

(宮川教育長職務代理者)

○第四中学校、清瀬小学校卒業式に参列。

日程第 4 議案第 4 号 清瀬市立小学校教科用図書採択要綱の制定について

日程第 5 議案第 5 号 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部改正について

(坂田教育長)

日程第 4 議案第 4 号 清瀬市立小学校教科用図書採択要綱の制定について、日程第 5 議案第 5 号 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部改正について、この 2 つの議案につきましては、清瀬市教育委員会会議規則第 11 条第 2 項により、議案を一括議題とさせていただきます。

(小熊統括指導主事)

平成 29 年度は、小学校特別の教科道徳の教科書の採択年度となっています。昨年度は、清瀬市立中学校教科用図書採択要綱及び清瀬市立小中学校特別支援学級教科用図書採択要綱について、議決を頂いたところでありますが、清瀬市立小学校教科用図書採択要綱については、議決を経ておりませんでした。このため、次年度当初より、教科書採択に向けての事務処理が必要となることから、本定例会でこれを上程するものでございます。

内容としましては、先に議決を頂いている、清瀬市立中学校教科用図書採択要綱を踏まえたものとなっていますが、この機会を捉えて、改正個所が生じました。この改正個所は、あわせて上程しています、改正案、清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱と重なりますので、先にこちらを説明させていただきます。

改正個所は大きく 2 点です。

1 点目は、教科書を調査する組織の位置づけと、設置者を明確にしたことです。調査組織はこれまで通り調査委員会、調査部会、教科用図書研究会の 3 つがありますが、その全てが教育委員会の設置であることを明確にしました。

2 点目は、調査基準です。現行の同要綱には、調査基準として、文部科学省が定める義務教育諸学校教科用図書検定基準や清瀬市立学校管理運営に関する規則第 25 条教材の選定にみられるような、内容の正確、中正や表現の正確、適切といった標記がございません。検定を経ている教科書ではありますが、私たちの方でも必要な基準と考えます。

また、次期学習指導要領に示される資質能力といった新しい概念も必要と考え、調査基準に加えさせていただきました。

以上、清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の改正案の改正点これを盛り込んだ、清瀬市立小学校教科用図書採択要綱の共通の部分をご説明申し上げます。

次は、清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の改正案で、今ご説明を

申し上げた以外の改正点についてご説明申し上げます。

2点ございます。

1点目は、教科書の展示です。特別支援学級の一般図書は、学校や教育委員会に配送されることはありません。これまでも一般図書の展示を行ったことがないことから、一般図書の展示は除外しました。

2点目は、調査基準です。先ほども申し上げましたが、一般図書はその種類が多く、全ての一般図書を調査することは、不可能に近くなっています。実際の採択にあたっては、東京都教育委員会が作成している特別支援教育教科書調査研究資料を基にしながら数種類に絞り込み、実際の一般図書を調査しています。さらに、特別支援学級に在籍している児童、生徒の実態、特性等と照らし合わせて、一般図書を絞り込むことがほとんどでございます。

そこで、実態とあわせるとともに、適正に行われるようにするため、改正案を提出しているところでございます。

また、清瀬市立小学校教科用図書採択要綱についてですが、教科については、道徳と英語科もこれから入ってきますので、そちらのところを盛り込ませていただきました。

以上、ご審議の程お願い申し上げます。

(宮川教育長職務代理者)

個別指導計画を具現化するための教科書となっているか。そういう視点で採択しているか。

(小熊統括指導主事)

現段階では、十分に指導しきれていない状況だと思っています。ただ、個別指導計画や学校生活支援シートについては、これまで各校バラバラでした。これは、共通の視点で子供たちのために考えるといったところで課題がありましたので、今年度は、そこも見直しました。統一を設けたところでございますので、この機会に今後の教科書採択については、全校統一にして、より効果の高い一般図書の採択に活かして参りたいと思います。

(宮川教育長職務代理者)

調査資料からは教科書の適正、中正はわかりづらかったという報告書が過去にあったと思うが、そのあたりは、精度を上げていかないと、適正な教科書採択はできないと思うが、その点で意識して改善、取り組もうとしていることはあるか。

(小熊統括指導主事)

調査基準につきましては、昨年度から正式に示させていただいたところでございます。そのため、まだ学校に十分に指導しきれていない、認知されていないところがあるかもしれません。今後、調査委員会、調査部会で指導課が立ち会う中で、十分に指導基準を説明させていただいて、それぞれの教科書の特徴について、しっかりと明記していただくよう、指導助言させていただきたいと思っております。

(全員異議なしで可決)

日程第6 議案第6号 清瀬市就学援助費支給要綱の制定について

日程第7 議案第7号 清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

(坂田教育長)

日程第6 議案第6号 清瀬市就学援助費支給要綱の制定について、日程第7 議案第7号 清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について、この2つの議案につきましては、清瀬市教育委員会会議規則第11条第2項により、議案を一括議題とさせていただきます。

(粕谷教育総務課長)

議案第6号清瀬市就学援助費支給要綱の制定について及び議案第7号清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定についての2件につきましては、就学に伴う援助制度に関して関連がございますので一括して説明いたします。

これまで行政が行う決定や認可、許可という処分に対する不服申し立ては、上級庁がある場合は審査請求、ない場合は、異議申し立てといった2つの方法に分けて行われておりましたが、昨年4月に施行された行政不服審査法の改正により、異議申し立てが廃止され、不服申し立ては審査請求の方法に一元化されました。また、これに加えて申立て期間も60日から3か月以内に延長されたところでございます。

本市の就学援助費につきましては、学校教育法第19条で定める「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」という事項により、その一助として一定基準以下の収入世帯に対して学用品費や給食費など、これまで9つの費目について対象としてきており、現在児童・生徒の2割弱、およそ1千60名が受けております。

この制度を受けるにあたっては、申請に基づき収入審査等を行い、決定という処分をしてきたところですが、制度の運用は事務取扱要領という、いわゆる内規的に定めた基準に基づき行って参りました。

今回、改正法の施行に伴い、本市では行政処分を行う場合に不服申し立てができる旨の記載、これを教示文と申しますが、このことを書面に記載することを原則としたことから、これまでの事務取扱要領を要綱としてあらためて整備することで、決定の根拠を明確にするものがございます。

また、一方で、要綱とするもう一つの理由としては、就学援助費において平成 29 年度から制度を一部変更するという背景もございます。

具体的には、小学校新1年生と中学校新1年生に対して、これまで新入学学用品費という費目で、入学後の 8 月に支給していたものを、平成 30 年 4 月に入学する新 1 年生から、入学前の 1 月に前倒しをして支給することといたします。

これについては、入学時にかかる様々な準備費用の負担が困難な状況にあるご家庭が増えていることから、従来入学後に支払われていた新入学学用品費を少しでも早く支給してほしいという議会からの要望を受けて実施するものです。

それでは、要綱の内容につきましてご説明申し上げます。

資料 3 清瀬市就学援助費支給要綱をご覧ください。

まず、第 2 条に定める支給の対象者でございます。対象者は市内に住所を有し、国立及び公立小・中学校に在学又は就学を予定している児童生徒の保護者でございます。この要件としましては、生活保護法に規定する要保護者、すなわち生活保護の受給の有無に関わらず、保護を必要とする状態にある方、また、それに準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めた、準要保護者の方です。

準要保護者に該当する基準の基本的な考え方としては、世帯の総収入を生活保護基準に当てはめて算定するものであります。現在本市では生活保護基準の 1.5 倍までの収入をこの対象範囲としておりますが、基準については変動があることから、これは要綱ではなく従前同様、事務取扱要領に定めて弾力的に運用をしております。

次に援助の費目と金額でございます。こちらは第 6 条に定めております。費目につきましては、表に記載の通りでございまして、要保護者ですと 3 つの費目、準要保護者ですと全部で 10 の費目がございます。これらにつきましては認定基準と同様に各自治体で独自に定めているものですが、本市の場合費目の多くは国庫補助金の対象費目を参考としております。支給金額につきましても国庫補助金を参考としつつ、同条第 3 項において予算の範囲内において定めることとしております。

なお、支給の対象学年につきましては、第 7 条第 6 項に記載の通りでございます。

次に、清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱につきまして、関連する事項としてご説明申し上げます。資料 4 をご覧ください。

特別支援教育就学奨励費は、学校教育法第 81 条に規定する小学校または中学校の特

別支援学級、又は学校教育法施行規則第 140 条に規定する特別支援学級(通級指導学級)に就学される児童及び生徒の特殊事情を考慮し、保護者の負担軽減のために支給をするものでございます。先ほどご説明申し上げました就学援助費とは根拠法令は異なりますが、保護者の経済的な負担軽減のために必要な援助を行うという点では共通するものでございます。

第 2 条をご覧ください。支給の対象者でございます。対象者は市内に住所を有しており、国立及び公立小・中学校の特別支援学級に在学又は就学を予定されている児童生徒の保護者でございます。この要件としましては、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条に規定する基準により、世帯の総収入が必要額の 2.5 倍未満の者とします。ただし、それを超えた場合でも通学費は半額支給できるものとします。その算定方法につきましては教育委員会が別に定めるものとしております。

次に援助の費目と金額でございます。こちらは第 6 条に定めております。費目につきましては、表に記載の通りでございます。全部で 8 つの費目がございます。支給金額につきましては就学援助費と同様、予算の範囲内において教育委員会が別に定めるものとしております。

なお、就学援助費で新たに実施する入学前の新入学準備金をこの制度で実施することにつきましては、進路決定までの時間的な関係から入学前に支給することが難しいため対象としてございません。

いずれの要綱も施行日は平成 29 年 4 月 1 日でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(全員異議なしで可決)

日程第 8 議案第 8 号 清瀬市教育と医療の連携協議会設置要綱の制定について

(粕谷教育総務課長)

議案第 8 号教育と医療の連携協議会設置要項の制定について説明いたします。資料 5 をご覧ください。

発達障害や不登校など、小中学校では医療との連携・協力が必要な事案が増えてきておりますが、こうした医療的な支援が必要な児童生徒が増加する一方で、学校と医療とのチャンネルが少ないこと、また学校医についても、本来学校の医療に関わるスーパーバイズを行う役割を担うものの、実態としては健康診断や学校保健委員会等が主たる業務となっていたため、学校が抱える問題や課題について十分な把握ができていないなどの問題意識がありました。

こうした問題に対応するため、学校医を学校の「かかりつけ医」にして、医療に関わる「よろず相談窓口」とすることで、発達障害や不登校、医療的ケアが必要かどうかを整理するため

の一時診察をする機会を設けたり、食物アレルギー等において教職員の相談窓口にもなることを目的として、多摩北部医療センター、清瀬市医師会の協力の下、「清瀬市教育と医療の連携協議会」を平成 28 年に発足しました。

この連携体制の必要性やイメージにつきましては、昨年 5 月に開催した総合教育会議における「地域との協働」をテーマとした協議の中で、多摩北部医療センター小保内小児科部長より説明をいただいたところですが、その後、養護教諭や特別支援コーディネーターを対象とした研修会や関係者会議などを開催する中、平成 29 年度から第三小学校・第六小学校・第七小学校の 3 校をモデル校として実施し、事例を積み重ねながら、水平展開を図っていくこととなりました。

今後の活動にあたり、必要な事項について要綱に定めましたので、この度お諮りするものでございます。

それでは内容について説明いたします。まず、第 1 条設置の目的でございますが、これは先ほどご説明申し上げた通りでございます。

次に、所掌事項でございますが、第 2 条に 3 点定めてございます。1 点目は市立学校と市立学校医の連携支援に関すること。2 点目は市立学校と市立学校医を対象とした発達障害等の研修に関すること。3 点目はその他必要に応じた連携を図るものとしております。

第 3 条は組織の構成メンバーについて記載してございます。個々のメンバーについては教育長が委嘱または指名をすることとなっております。委員の任期は第 4 条に記載の通り、3 年とし、再任を妨げないこととしております。

第 8 条は会議の公開についてでございます。会議は原則公開としますが、個人の利害に影響を及ぼす場合など、審議に支障が生ずる場合は非公開とすることができます。

施行日につきましては平成 29 年 4 月 1 日とさせていただきます。

以上が要綱の概要でございます。なお、この連携により期待される効果としましては、冒頭にご説明した課題への適切な対応が図れるほか、従来は心理的なアプローチに偏っていた不登校の対応について、児童生徒によっては「睡眠障害」等医療的なケアが必要なケースも多いことから、その際の相談窓口としての活用や、更に食物アレルギーにおいてかかりつけ医によって判断が異なるような際にも、一つの指針を与えてくれる存在となればと考えるところでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(全員異議なしで可決)

日程第 9 議案第 9 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について

(山下生涯学習スポーツ課長)

清瀬市スポーツ推進委員については、現在 12 名の委員を委嘱しておりますが、本人の都合等の理由により今季限りで退任をする方が 6 名おります。また、本人の都合により 1 年間の休職をする方が 1 名おります。

つきましては、委員を継続していただける5名の方々について、また、委員の退任者がいることから、新たに7名を候補者として清瀬市教育委員会に選任を願います。

なお、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となっております。

(全員異議なしで可決)

日程第10 報告事項1 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画について

(佐藤教育総務課副参事)

前回、2月24日の教育委員会定例会後の全員協議会において、実行計画の内容と指標についてご意見をいただきました。その中で、毎年学識経験者を迎え実施しています、事務の管理及び執行状況の点検及び評価の際に、点検評価に加えて、今回の実行計画の指標等についても意見をいただくのはどうか、というご意見をいただきました。平成29年度に実施する点検評価において、実行計画の指標等についてもご意見をいただきたいと考えております。

なお、実行計画については、毎年度見直しを図っていくところですので、学識経験者からのご意見につきましては、教育委員からのご意見をいただく中で、事務局で検討し、次年度の実行計画に反映していきたいと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、3月28日、市議会最終日に基本構想と実行計画を合わせて市議会議員へ配布いたします。

(質疑なし)

日程第11 報告事項2 平成29年度清瀬市立小中学校教育課程について

(小熊統括指導主事)

平成29年度清瀬市立小中学校教育課程について、まず始めに、3月16日をもって全14校の受付を終了したことをご報告申し上げます。詳細、分析はこれからとなりますので、本日は概略を申し上げます。

まず、清瀬市立学校の管理運営に関する規則から変更になっている部分をご説明いたします。

授業日数関係では、卒業式は、今年度と同様に、清瀬第七小学校の卒業式が他の小学校よりも1日早まっております。また、夏季休業日を変更している学校は、小中学校全校でした。具体的には、夏季休業日の開始を1日遅らせている学校が、全小中学校、終了日を1日早めている学校が、小学校1校、中学校2校でした。授業日数は最大で清瀬第七小学校が213日、最小は清瀬第五中学校が204日でした。学校行事を除いた土曜日授業の日数では、最大が清瀬第七小学校で11日、最小が清瀬第五中学校で2日でした。

授業時数関係では、標準授業時数を超過している学校は小学校で6校、中学校は0校でした。小学校の試行英語関係では、市の基準としては、小学校第三学年で10時間以上お願

いしましたが、10 時間以上を超えて実施する学校は清瀬第七小学校の 1 校で、35 時間となっています。市の基準では、第 3 学年以上では示していませんが、第四学年で実施する学校は、6 校でした。また、教科英語では第六学年で実施する学校は、第七小学校のみで、35 時間計画されています。その他、臨時休業対策時数としては、30 時間程度を市の基準としていますが、どの学校も 30 時間以上確保できました。また、来年度から特別支援教室が設置される、清瀬第八小学校、清瀬第十小学校、清明小学校の三校において、教育課程上の位置づけを図ることもできました。詳細につきましては、資料をご確認ください。

(宮川教育長職務代理者)

教育委員会として受理をして、受理票を各学校長にお返しすると思うが、今後この手続きはどのように進められるのか。今日の報告をもって、審議をしたということになるのか。

(小熊統括指導主事)

受理についてですが、これは届け出でありますので、この場でご指摘等ございましたら、それを受けて指導助言は引き続きさせていただきたいと思います。

(宮川教育長職務代理者)

受理する中で、届け出のあった教育課程が成果を上げるような中身になっているのかということを見ながら受付事務をなされているか。

(小熊統括指導主事)

届け出いただいた教育課程については、基本的に本市の編成基準に則っているかの確認をしています。成果については、今後実践する中で見極めていく必要があると思います。

日程第 12 報告事項 3 月例いじめ報告(2 月)について

(小熊統括指導主事)

小学校は、いじめの初認定が 1 件ありました。いじめの態様は、嫌なことや恥ずかしいことをさせられるでした。現在、一定解消・継続支援中となっております。また、再発疑いが 1 件ありました。この児童は、6 月に初認定をし、11 月に一度解消しておりました。いじめの態様は冷やかし・からかい・悪口等であり、一定解消・継続支援中となっております。1 月の取組み中 2 件は、2 月に入っても引き継ぎ取組み中でございます。1 月の一定解消・継続支援中の 6 件は、2 月に入り、うち 1 件が解消、残り 5 件が一定解消・継続支援中となっております。この結果、2 月の一定解消・継続支援中が合計で 7 件となっております。

中学校についてですが、いじめの初認定は 1 件ありました。いじめの態様は、冷やかしやからかいでした。現在解決に向けて取組み中です。1 月の一定解消・継続支援中 2 件は、2 月に入っても引き続き一定解消・継続支援中となっております。

以上でございます。

(質疑なし)

日程第 13 報告事項 4 平成 28 年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告について)
(資料配布のみ)

日程第 14 報告事項 5 執行状況報告について
(資料配布のみ)

日程第 15 その他 今後の日程について

(粕谷教育総務課長)

- 4 月 6 日(木) 小学校入学式
- 4 月 7 日(金) 中学校入学式
- 4 月 11 日(金) 教育施策連絡協議会(中野サンプラザ)
- 4 月 21 日(金) 清瀬市教育委員会定例会(第2委員会室)9 時 30 分

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後 16 時 50 分
平成 29 年 3 月 24 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

委員 宮 川 保 之